製品指定理由書

１．番　号　　R5魚市民第１号

２．件　名　　マイナンバーカード申請補助端末等リース総額決定

３．品　名　　マイナアシスト２

４．規　格　　W約300㎜×D195㎜×H16.3㎜

５．指定理由
※製品指定をするのはマイナアシスト２のみ。モバイルプリンターは指定しない。

本製品は、マイナンバーカードの申請手続きを補助する端末である。
通常のオンライン申請に比べて申請フローが短く、１人あたりにかかる申請時間の短縮と、自治体の運用フローに併せて利用規約等の設定が可能であり、「申請はあくまで本人が行う」という原則の元、申請ボタンは市民がタップするなど、申請サポートの責任分界点を明確化できる端末である。
また申請完了後に本体にデータが残らない仕組みとなっており、申請データ送信時はデータ自体の暗号化と通信を暗号化する等セキュリティ対策も万全で、他自治体でも使用実績がある。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に認可されており、かつマイナンバーカードの申請手続きを電磁的に行える製品は、市中にあるネットに接続できる証明写真機を除いてマイナアシスト２のみであるため、製品指定するものである。